

香川県中小企業BCP策定等支援補助金に係るQ&A

(補助対象事業)

Q-1 専門家等に業務委託をしてBCPの策定をしてもらった場合は、補助対象事業になりますか。

A-1 専門家等への委託料は補助対象になりますが、専門家等が代行してBCPを策定等した場合は補助対象事業になりません。専門家等の指導・助言等を受け、事業者自らがBCPを策定等した場合が対象となります。

Q-2 専門家等の指導・助言等を受けずに、インターネットによる情報収集等により、事業者自らが独力でBCPを策定したり改善した場合、消耗品など策定等に要した経費は補助対象になりますか。

A-2 なりません。専門家の個別の指導・助言等を受けたり、専門家の主催する研修会等に参加するなどにより、専門家等を活用してBCPを策定又は改善することが必要です。

Q-3 補助金の申請前に支払った経費は、補助金の対象になりますか。

A-3 対象になりません。

Q-4 補助金の申請後、交付決定前に発注（支払いは交付決定後）したものの経費は補助金の対象になりますか。

A-4（支払いが交付決定後であっても、）交付決定の前に発注、契約、申込み等をした経費は対象になりません。

Q-5 補助を受けられる回数に上限はありますか。

A-5 2つの事業区分（①BCP策定事業、②BCP改善事業）それぞれにつき、1回限りの補助となります。ただし、同一年度において2つの事業区分両方の補助を受けることはできません。

Q-6 BCP策定（改善）に向け、専門家の指導を受けたり、従業員にセミナーを受けさせるだけでも補助対象事業になりますか。

A-6 なりません。補助金交付要綱第3条第1項第3号で規定する内容を含むBCPの策定（改善）を完了させる必要があります。実績報告書には、完成したBCPを添付する必要があります。

Q-7 策定又は改善したBCPには、従業員の個人情報や営業秘密である得意先の情報なども含まれているが、すべての写しを提出する必要があるのでしょうか。

A-7 事業完了後の現地確認において、BCPの原本を確認するので、実績報告書に添付するBCPは、従業員の個人情報や営業秘密である得意先の情報などを除いたものを提出してください。

Q-8 補助対象事業はいつまでに完了しなければなりませんか。

A-8 補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければなりません。

Q-9 事業の完了まで複数年かかる事業を申し込むことはできますか。

A-9 できません。交付決定を受けた年度内で事業を完了させる必要があります。

Q-10 補助金を申請した事業計画の内容を途中で変更できますか。

A-10 事業計画の内容について、補助金交付要綱第11条第1項に該当する変更を行おうとする場合は、事前に補助金変更交付申請書を提出し、県の承認を得ることが必要です。判断に迷う場合は、変更を行う前に県経営支援課担当者までご相談ください。

Q-11 補助事業を中止・廃止する場合は、何か手続きが必要ですか。

A-11 補助事業を中止・廃止する場合は、事前に中止・廃止の承認申請書を提出し、県の承認を得ることが必要です。

(補助対象経費)

Q-12 消費税及び地方消費税は補助対象経費に含まれますか。

A-12 補助対象経費に含みません。

Q-13 振込手数料は、補助対象経費に含まれますか。

A-13 補助対象経費に含みません。なお、支払いにあたり、振込手数料を先方負担として代金から振込手数料を差し引いて支払いを行った場合は、実績報告の際に、補助事業に要する経費から振込手数料相当額を差し引いて精算していただきます。

(補助対象者)

Q-14 県外に本社があり、県内に事業所を置く中小企業者は、補助対象者になりますか。

A-14 対象になりません。

Q-15 かがわ地方創生SDGs登録事業者（申請中または申請予定を含む）なので補助率が3分の2以内になりますが、具体的な手続きはどうすればよいですか。

A-15 交付申請書の提出時において、かがわ地方創生SDGs登録事業者として登録済みである場合は、補助率を3分の2以内として交付申請をしてください。

交付申請書の提出時において、かがわ地方創生SDGs登録制度に申請中または申請予定である場合は、その旨をお知らせいただき、当初は補助率を2分の1以内として交付申請をしてください。その後、実績報告書の提出期限（補助事業の完了の日から起算して30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日）までに登録が完了した場合は、あらかじめ補助率を3分の2以内として変更交付申請書を提出の上、承認を受けてください。なお、上記の期限までに登録が完了しなかった場合は、補助率は2分の1以内となります。

（補助金の交付決定）

Q-16 先着順ではないのですか。

A-16 募集期間に予算額を超える申請があった場合は、提出された事業計画書等の書類審査を行い、事業の必要性、効果、実現可能性等がより高いと認められる者から順に交付決定を行います。なお、国（中小企業庁）が推進するパートナーシップ構築宣言をしている企業には、審査時に加点措置を行います。募集期間後に予算残があれば以降は随時募集（先着順）とします。